

令和6年第11回高鍋町教育委員会定例会議事録

1. 日 時 令和6年11月1日（金）午前10時00分～午前10時38分
2. 会 場 高鍋町教育委員会小会議室
3. 出席委員 奥村 昌美教育長、野崎 憲次教育長職務代理者、四角目 久美子委員、
小泉 桂一委員、 岩崎 晃子委員
4. 参 与 岩佐教育総務課長、原田教育対策監、寺原教育総務課長補佐、濱本社会教育課長
5. 議 事

（開会 午前10時00分）

奥村教育長 只今から令和6年第11回高鍋町教育委員会定例会を開会いたします。議事日程についてお諮りいたします。お手元に配付のとおり、議事を進めてよろしいでしょうか。

委 員 員 はい。

奥村教育長 それでは日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。議事録署名委員は、申し合わせにより岩崎 晃子委員を指名します。よろしく願います。

岩崎委員 はい。

奥村教育長 日程第2「会期の決定」です。お手元に配付のとおり、本日、11月1日の1日間とすることに御異議ございませんか。

委 員 員 はい。

奥村教育長 それでは会期は11月1日の1日間とすることに決定いたしました。

日程第3「前回の議事録の承認について」を議題といたします。議事録については、既に原案を配付いたしておりますが、議事録に記載した内容について御異議ございませんか。

委 員 員 異議なし。

奥村教育長 御異議なしということで、原案どおり承認することに決定いたしました。

日程第4「教育長の報告について」を議題とします。お手元に配付の「令和6年10月教育長執務」により御報告いたします。

先日の中学校体育大会、小学校運動会に御参加いただきましてありがとうございました。無事に終了いたしました。

4回にわたって行いました高鍋町の先賢と文化財特別講座ですが、これも無事に終了し、参加者も大変多く、非常に良かったと思っております。こういう歴史をしっかりと教材にしなが、子どもたちにつないでいくことも考えていかなければいけないと改めて実感したところです。

17日、教育支援委員会がございまして、来年度、特に小学校に入学する子どもたちの支援について、関係者にお集まりいただきまして協議したところでございます。

22日、GIGAスクール構想推進協議会ですが、県の教育委員会の関係者と市町村教育長及び関係者を集めて、国が進めております、GIGAスクール構想の内容の話がありました。来年度高鍋町が1人1台端末の更新を行う予定となっておりますので、また様々な面でその話が出てくるかと思っております。

24日、ロータリークラブ例会でちょっとお話をさせていただきました。本県の教育

奥村教育長 の現状とこれからということでお話ししましたが、プレゼン資料も作りましたので、また機会があったら皆さんにも見ていただきたいなと思っております。

それから、中学生海外短期留学派遣事業報告会ですが、これにつきましても、子どもたちがどんどん変わっていくのが見れて、非常に良かったと思っております。

26、27日につきましては、灯籠まつり、古墳祭とも雨天で中止になっています。

それと、昨日ですが、道徳とスポーツの横断的学習ということで、ラグビーの元全日本のキャプテンをしておりました菊谷崇氏に来ていただきまして、高鍋東小学校の4年生の1クラスで授業をしております。また今後いろいろな機会はこちらに来られた際に、様々な取組をしていきたいなと思ったところです。

以上で報告を終わります。何か質疑等はございませんでしょうか。

委 員 (質疑なし)

奥村教育長 よろしいですか。それでは特に質疑等ないので、11月の主な行事につきましては、お手元に配付しております令和6年11月教育長執務予定でご確認いただければと思います。以上で報告を終わります。

日程第5 議案第42号「高鍋町学校給食会補助金交付要綱の一部改正について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

教育総務課長 (資料に基づき教育総務課長説明)

奥村教育長 町から学校給食会に補助金を支払うことによって、保護者が負担する給食費が変わらないということです。県もこういう価格高騰とかですね、いろんなことが起こった場合にはその分を県から補充して、保護者の負担が増額にならないようにという措置をとっておりますので、それに準じて町の方も補助していくという形になります。

何か質疑等はございませんでしょうか。

委 員 (質疑なし)

奥村教育長 よろしいですか。それでは特に質疑等ないので、議案第42号「高鍋町学校給食会補助金交付要綱の一部改正について」は、御承認いただけますでしょうか。

委 員 はい。

奥村教育長 御異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第6 議案第44号「高鍋町立中学校拠点校部活動実施規程の一部改正について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

教育総務課長補佐 (資料に基づき教育総務課長補佐説明)

奥村教育長 部活動の地域移行とかいろんなことが進んでおりますが、その中の一環で、部活動検討委員会において関係者に揉んでいただいて、拠点校部活動についてはこういう条件でやっていきたいと思いますという取り決めを決めていただいております。今まではそれを、教育委員会に諮るというところまでは行っていなかったのですが、今後、こういうのを取り扱う時に、やはり教育委員会で皆さんの御意見をお伺いし、判断を仰ぎたいと思って今回議案として出しました。子どもたちの人数がどんどん減ってきてることによって、当然クラスが減ってくる、職員定数法で職員も減ってくる、部活動指導者が減ってくる。部活動がどんどん減ってくると、子どもたちが求める部活動ができ

- 奥村教育長 なくなるというようなことも生じてきますので、それを補うために同町内であれば、部活動だけ移動してやろうというのがこの拠点校方式です。
- 小泉委員 ラグビースクールには児湯郡の子が多いのでどんどん来るとは思いますが、今後は皆受け入れることになるのですか。
- 奥村教育長 県とも検討したのですが、これまでは住所を移して学校に入学しておりました。ただ、今後、部活動の地域移行を考えた時に、ラグビーを例にすると、どうしても西中に集まってくることになりますので、今回この規程を変更し、高鍋町外の中学校に在籍する生徒であっても、在籍校及び居住市町村の中学校に希望する部活動がない場合に、相談があった場合に限り関係教育委員会及び関係中学校が協議を行い、受入れについて検討することをしましょうということが今回の提案です。逆に今後、高鍋町の生徒が他の町へ行くということも考えられます。その辺りを考慮して、御協議いただくといいかと思えます。大きな時代の流れではあるんですね。部活動を考えた場合に、中学校はそういう方向で進もうとしています。
- 四角目委員 やっぱり子どもたちの立場を考えると、そういう風に受け皿を広くする方が、子どもたちにとってはやりやすくなるのかなと。今まではラグビーについては、川南の子が中学校にないからと言って、宮崎のラグビースクールに通っていたという話とかを聞くと、保護者の負担がすごく大きいと思うので、そういう点でも子どもたちはやりやすくなるのかなと。
- 奥村教育長 はい、ありがとうございます。
- 岩崎委員 実施規程の1の目的に、高鍋町内の中学校に在籍する生徒と書いてありますが、これは大丈夫なのでしょうか。
- 奥村教育長 この縛りがないと、これは例外事項ですので、原則町内の子どもたちのための拠点校であって、特例として当該スポーツがない場合は、子どもたちの可能性、受け皿を広げてあげるために町外の子どもも受入れを検討するという例外です。
- 野崎委員 今後町外の子どもたちが増えてきた場合、試合に出る時に例えば、高鍋・木城合同チームにするのか、あくまでも西中学校で出るのか、その辺りはどうなのでしょうか。
- 教育対策監 主催がどこかというところで変わってくるという認識を今しているのですが、中体連主催の大会であれば、その規約の中で、学校の部として出場しますので、今のところは西中学校ということですが。ただ、協会主催のいろいろな大会の時に、高鍋学校で出ようとか、そういうところは顧問や保護者と協議していくことになります。
- 奥村教育長 今、中体連も含めて、全国で協議されているところです。春の大会は単独チームでないと出場できないけれど、秋の大会は合同チームでも出場できるというような状況が昨年もありました。それを、中体連が、地域移行がどんどん進む中で、参加要件の見直しを行っております。県も全国的にも合同チームでの出場等を認めるような方向性ではあります。高校の方は、全国大会でも合同チームでの出場を認めるようになってきております。今後、大会を維持することができなくなりつつありますので、大きくシステムが変わっていく、その移行時期かなという気がします。高鍋から出ていくことについては今のところ相談はありませんので、今のところ受け入れのみということになるかと思えますが、特にラグビーは児湯郡内にはありませんので、こういう形

奥村教育長 になりますが、よろしいでしょうか。また別の案件が出てきましたら、その都度お諮りしていきたいと思えます。

議案第 44 号「高鍋町立中学校拠点校部活動実施規程の一部改正について」は、御承認いただけますでしょうか。

委 員 員 はい。

奥村教育長 御異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり承認することに決定いたしました。

奥村教育長 日程第 7 「通学区域外就学に関する専決処分について」の報告を議題といたします。事務局からの報告をお願いします。

教育総務課長 (資料に基づき報告)

奥村教育長 以上で「通学区域外就学に関する専決処分について」の報告を終わります。

日程第 8 「区域外就学に関する専決処分について」の報告を議題といたします。事務局からの報告をお願いします。

教育総務課長 (資料に基づき報告)

奥村教育長 以上で「区域外就学に関する専決処分について」の報告を終わります。

次の議案第 43 号は非公開といたしますので、その前に、次回の定例教育委員会の日程等、当面の行事予定について確認をいたします。事務局の説明をお願いします。

教育総務課長 (資料に基づき説明)

奥村教育長 只今の説明につきまして、質疑はございませんか。

委 員 員 (質疑なし)

奥村教育長 それでは、次回定例会の日程につきましては、事務局提案のとおり 12 月 4 日(水)に開催するというところでよろしいですか。

委 員 員 異議なし。

奥村教育長 御異議なしと認めます。次回定例会の日程は、12 月 4 日に決定いたしました。

(社会教育課長退室)

奥村教育長 日程第 9 議案第 43 号「準要保護児童生徒の認定について」を議題といたします。

※非公開

奥村教育長 以上で、本定例会に附議された案件は全て終了いたしました。これをもって閉会いたします。ありがとうございました。

上記は、高鍋町教育委員会のでん末に相違ないことを証明する。

令和 6 年 12 月 4 日

高鍋町教育委員会 教育長

高鍋町教育委員会 教育委員